

まちづくり協議会の現状に関する資料（各まちづくり協議会総会資料より抜粋）

- ・各小学校区のまちづくり協議会の規約と組織状況 1～15ページ
- ・各小学校区のまちづくり協議会の令和4年～令和6年度決算 16～25ページ
- ・各小学校区のまちづくり協議会の令和7年度予算 26～29ページ

第3号議案

西小学校まちづくり協議会 規約改正(案)

第7条 変更 2名 → 1名

第7条 会計監査を2名置きます。

西小学校区まちづくり協議会 規約 (案)

(名称)

第1条 この協議会は、西小学校区まちづくり協議会（以下、「まち協」）といいます。

(事務所)

第2条 事務所を西小校区共生ステーションに置きます。(住所 長久手市五合池 2209 番地)

(目的)

第3条 市との連携のもと、魅力ある住みよいまちづくりを推進するために、「ふれあい つながり みんなが楽しむまちづくり」をテーマとし、「ありがとう」のことばであふれ、「すてきだな」と感じられるまちづくりを目的とします。

(事業・活動)

第4条 前条の目的を達成するため、地域計画の作成及び次の各号に掲げる活動を行います。

- (1) 住民又は地域団体の相互の連絡調整・活動育成に関すること。
- (2) こども育成に関すること。
- (3) 生きがいに関すること。
- (4) 安全に関すること。
- (5) 防災に関すること。
- (6) 西小校区共生ステーション運営に関すること。
- (7) その他目的達成に必要なこと。

(会員)

第5条 会員は、西小学校区地域の居住者及び地域に存する各種団体及び企業とします。

(役員)

第6条 次の役員を置きます。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 会計 若干名
- (4) 事務長 1名
- (5) 事務次長 若干名
- (6) 理事 若干名

(会計監査)

第7条 会計監査を1名置きます。

(役員・会計監査の選任)

第8条 役員・会計監査は総会において選任します。

- (1)総会予定日の25日前までに役員選考委員会を設置します。
- (2)選考委員会にて役員を推薦し運営会議にて承諾を得ます。

2 選任の対象となる者は、次の各号に該当する者としてします。

- (1) 第5条に規定する会員であること。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という）でないこと。

(役員・会計監査の職務)

第9条 役員・会計監査の職務は次のとおりです。

- (1) 会長は、会則を総括し、まち協を代表します。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代行します。
- (3) 会計は、会計事務を行います。
- (4) 事務長は、庶務全般を行います。
- (5) 事務次長は、事務長を補佐し、事務長に事故があるとき又は事務長が欠けたときは、事務長の職務を代行します。
- (6) 会計監査は、会計事務を監査します。

(顧問・相談役の設置)

第10条 顧問・相談役を置くことができます。

- 2 顧問・相談役は、会長が運営会議の同意を得てこれを委嘱します。
- 3 顧問・相談役は、会長の諮問に応じ、目的達成に寄与するものとしてします。

(役員・会計監査・顧問・相談役の任期)

第11条 任期は1年とし、再任を妨げません。

(総会)

第12条 総会は、会長が招集し、議長は総会で選出します。

- 2 総会は、会員をもって構成します。
- 3 総会は、各種の報告を行います。
- 4 総会は、次の事項を審議します。
 - (1)役員・会計監査の選任及び解任
 - (2)事業報告及び事業計画
 - (3)決算(予定)及び予算
 - (4)規約の改廃
 - (5)その他必要な事項
- 5 総会の議事は、出席者ならびに予め書面にて配布のあった事項について、期日迄に回答いただいた議決書の提出数を含めた過半数にて総会議決とします。

(運営委員)

第13条 運営委員は、運営会議に継続して参加できる会員とします。

(会議体)

第14条 会議体は次のような会議体を設けます。

(1)役員会は、まち協の基本方針の検討をします。(2)常任委員会は、役員及び第4条にて活動する人の代表者、実行委員会の代表者にて構成します。年度計画(活動・予算・重点施策等)、住民からの提案を審議し運営会議に提案します。(3)運営会議は、第13条の運営委員及び常任委員会の委員にて構成します。常任委員会からの提案を審議し採決をします。

(実行委員会)

第15条 運営会議で承認された活動に対し実行委員会を設けることができます。

(1)活動の賛同者をもって実行委員会を立ち上げ、運営会議に実施計画及び予算案を提案し承認を得ます。
(2)活動が終了したら結果報告を行います。

(会計)

第16条 会計は、交付金、寄付金、その他の収入をもってこれに充てます。

2 まち協の会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとします。

3 役員報償費を支払うことができます。報償費については、別途細則にて定めます。

(事業計画及び収支予算の作成)

第17条 事業計画及び収支予算は、会長が作成します。

(会計監査の実施)

第18条 会長は、毎事業年度終了後、収支決算書を作成し、会計監査を受けます。

2 会計監査は前項の書類を監査し、その結果を会長に報告し、会長は監査結果を開示しなければなりません。

(情報の公開)

第19条 事業報告、事業計画、決算及び予算については公開を原則とします。

2 議事録は公開をします。

(細則及び要領について)

第20条 この規約に定めるもののほか、運営上必要な細則及び要領等については、運営会議の承認をもって発効とします。

第5号議案

2025年度 西小学校区まちづくり計画（案）

〇まちの目指す未来の姿（今後5年～10年で目指すまちのかたち）

「ふれあい つながり みんなが楽しむまちづくり」をテーマとして「ありがとう」のことはにふれ、「すてきな」と感じられるまちづくり

お住まいの皆さんのご意見が反映されるしくみ

まちの皆さん

提案・相談・意見など

窓口

自治会

運営委員

地域団体

学校関係

アンケート

まちの相談窓口
西小校区共生ステーション

ホームページ

西小学校区まちづくり協議会

1. 企画・提案書提出

役員会

常任委員会

3. 運営会議への企画・提案書提出準備

2. 企画・提案書内容検討

運営会議

4. 審議をして採決を取る

内容が不十分だった場合
常任委員会に差し戻し検討

第4号議案

2025年度役員・会計監査の選任(案)

規約第8条の規定により役員選考委員会を設置、2025年2月1日から2月7日まで住民から役員の立候補を受け付けましたが立候補者がありませんでした。よって、役員選考委員会にて以下の方々を役員候補者として推薦し、運営会議で承諾を得ました。

2025年度役員・会計監査(案)

役職名	氏 名	自治会
会 長	肥田 泰三	作田1
副会長	山下 君輝	桜作
会 計	中嶋 久善	五合池
事務長	吉田 弘美	作田2
理 事	伊藤 直彦	塚田北
理 事	栗原 和嗣	桜作
理 事	瀬川 克巳	塚田北
理 事	川本 秀和	長六西小
理 事	水野 隆	作田2
理 事	本田 浩一	塚田北
理 事	黒川 玲子	塚田北
会計監査	岡田 周三	五合池

なお、次に方に顧問を委嘱しました。

顧 問	水野 勝康	打越
-----	-------	----

市が洞小学校区まちづくり協議会規約(改正後)

(名称)

第1条 この会の名称は、市が洞小学校区まちづくり協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、市が洞小学校区（以下「地域」という。）の各種団体や個人独自の活動を尊重するとともに、各種団体や個人だけでは取り組めないことや地域の将来的な課題等について、相談・話し合いを行うことによって、各種団体・個人を繋ぎ、その活動を助け合い、地域全体でより良い解決を図ることを目的とする。

(会員)

第3条 協議会の会員は、地域の居住者及び地域の存する各種団体及び企業とする。

(事業)

第4条 協議会は第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) まちづくり計画の作成及び実施に関すること。
- (2) 市が洞小校区共生ステーションの管理・運営に関すること。
- (3) 会員が実施する事業の調整及び連携に関すること。
- (4) その他、協議会の目的を達成するために必要な事業に関すること。

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 会計 1名
- (4) 監事 2名
- (5) グループリーダー及びサブリーダー 若干名
- (6) その他必要とする者 若干名

(役員を選出)

第6条 第5条に定める役員は、第3条の会員から選出し、総会の承認を得るものとする。

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

- (3) 会計は、協議会の運営に伴う経理事務を担当する。
- (4) 監事は、協議会の会計監査の事務を担当する。
- (5) グループリーダー及びサブリーダーは、グループの運営に当たる。
- (6) その他必要とする者は、運営全般について意見を述べ協議会活動の健全な推進に寄与する。

(任期)

第8条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 会長の任期は最長3期6年までとする。

(相談役)

第8条の2 協議会に相談役を置くことができる。

2 相談役は、会長の諮問に応じ会の目的達成のために必要な業務を行う。

3 相談役の任期は2年とし、再任を妨げない。

4 相談役は、役員会の同意を得て会長が委嘱する。

(会議)

第9条 協議会に次の会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 役員会
- (3) 運営会議
- (4) グループ会議

(総会)

第10条 総会は、毎年1回開催するほか、会長が必要と認めるとき臨時総会を開催する。議長は出席者から選出する。

ただし、災害、感染症等やむを得ない事由により総会が開催できない場合は、書面による表決をもってこれに代えることができる。

2 総会は、第3条で定める会員の出席をもって成立し、議決は出席者の過半数によってこれを決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

3 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画・事業報告に関する事項
- (2) 予算・決算に関する事項
- (3) 規約の改廃に関する事項
- (4) 役員承認に関する事項
- (5) その他、会の運営に関し必要と認められる事項

(役員会)

第11条 協議会の活動を円滑に推進するため役員会を置く。

2 役員会は、毎月1回開催する。なお、会長が必要と認めるときは、随時開催することができる。

- 3 役員会は第5条に定める役員のうち、会長、副会長、会計、グループリーダー、サブリーダー及びその他必要とする者をもって構成する。
- 4 役員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。
 - (1) 日常業務及び懸案事項の処理に関すること。
 - (2) 年間事業計画の策定に関する事項
 - (3) 予算・決算の作成に関する事項
 - (4) 事務局職員及び事務局の運営に関する必要事項の承認
 - (5) その他、会の運営に関し必要と認められる事項

(役員会の活動費用弁償)

第11条の2 役員に対しては、報酬を支給しない。

- 2 役員が協議会のために行う活動に要する費用弁償については、予算の範囲内において、年間2万円以内の一律の費用弁償をすることができる。

(運営会議)

第12条 協議会の運営に、より多くの会員の意見を反映し、活動を円滑に推進するため、会員相互の情報交換の場として運営会議を置く。

- 2 運営会議は、地域活動及び地域のまちづくりに積極的な意欲を持ち、協議会の活動に参加できる居住者、各種団体及び企業をもって構成する。
- 3 運営会議は、必要に応じて随時開催する。

(グループ)

第13条 協議会の活動を推進するため、グループを置く。

- 2 グループ会議は、必要に応じて随時開催する。

(事務局)

第14条 協議会に、事務を処理するため事務局を設け、事務局職員を置く。

- 2 事務局職員は、役員会の承認を得て会長が任命する。
- 3 事務局の運営に関する事項は、役員会の承認を得て会長が定める。

(会計)

第15条 会計は、交付金、その他の収入をもってこれに充てる。

- 2 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(雑則)

第16条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項に関しては、別に定める。

附 則

この規約は平成30年11月25日より施行する。

この規約は令和4年4月1日より施行する。

【第3号議案】

2025年度 事業計画書(案)

【実施計画】

我が国の2025年度経済展望は、持続的な経済成長への転換期とも言われているが反面、国内には団塊の世代約800万人が後期高齢者になるなど超高齢化社会への対応、さらに南海トラフ巨大地震の備えや老朽化したインフラ整備、そして国外には第2次トランプ政権による先行き不透明感等、難題は山積しています。

とはいえ、当協議会の果たすべき役割に大きな変化はなく、今年度も下記の活動を通じて地域へ貢献したいと考えています。

I. 総会・役員会・運営会議・グループ会議

会議	活動内容	時期	備考
■総会		年1回 5月頃	※必要に応じて臨時総会
■役員会(含:広報)		原則第1土曜日	※必要に応じて臨時開催
■運営会議	◆防災対策協議会 ◆地域企業、各種団体との協議会 ◆ステーション登録団体との協議会	原則年1回	※必要に応じて臨時開催
■グループ会議 福祉 環境 防犯 子育て コミュニティー 自治会加入促進		毎月第4金曜日 毎月第1土曜日 // 毎月第4土曜日 随時開催 //	定例会として開催

※防災はグループ対応ではなく、まち協全体の取り組みとして役員会にて協議

【第5号議案】

2025年度 市が洞小学校区まちづくり協議会新役員(案)

役 職	氏 名	備 考
会 長	岡 崎 博 子	新任
副 会 長	柴 山 始 久	
副 会 長	田 中 靖 人	新任
会 計	森 島 弘 明	
福祉グループリーダー	寺 西 弘 治	
福祉サブリーダー	磯 部 えつ子	
福祉サブリーダー	太 田 正 人	新任
環境グループリーダー	及 川 和 子	
環境サブリーダー	森 島 弘 明	兼務
防犯グループリーダー	秋 沢 徳 明	
防犯サブリーダー	赤瀬川 徳郎	新任
子育てグループリーダー	林 信 介	
子育てサブリーダー	水 野 準 也	
コミュニティグループリーダー	岡 崎 博 子	兼任
コミュニティサブリーダー	丹 羽 さやか	
自治会加入支援グループリーダー	柴 山 始 久	兼務
自治会加入支援サブリーダー	鈴 木 貴 裕	
広報・ピザ窯 担 当	田 中 靖 人	兼務
監 事	大 野 明	大垣共立銀行ながくて支店長
監 事	秋 田 有 加 里	愛知淑徳大学コミュニティ・ コラボレーションセンター事務長

第 2 号議案

北小学校区まちづくり協議会 規約（案）

（名称）

第1条 この会の名称は、北小学校区まちづくり協議会(以下「本会」という)と称する。

（事務所）

第2条 本会の事務所を北小校区共生ステーション(長久手市段の上 2901 番地)に置く。

（目的）

第3条 本会は、北小学校区(以下「地域」という)の各種団体や個人の活動を尊重するとともに、各種団体や個人だけでは取り組めないことや地域の将来的な課題等について話し合うことによって、各種団体や個人を繋ぎ、地域全体でより良い解決を図ることを目的とする。

（会員）

第4条 本会の会員は、地域の居住者及び地域に存する各種団体及び企業とする。

（事業）

第5条 本会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1)まちづくり計画の作成及び実施に関すること
- (2)北小校区共生ステーションの運営に関すること
- (3)会員が実施する事業の調整及び連携に関すること
- (4)その他、本会の目的を達成するために必要な事業に関すること

（役員）

第6条 本会に、次の役員を置く。

- (1)会長 1名
- (2)副会長 若干名
- (3)会計 1名
- (4)書記 1名
- (5)監事 2名
- (6)事務局長 1名
- (7)事業部会リーダー及びサブリーダー 若干名
- (8)委員会委員長及び副委員長

（役員を選出）

第7条 第6条に定める役員は、第4条の会員から選出し、総会の承認を得るものとする。

（役員の仕事）

第8条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その仕事を代理する。
- (3) 会計は、本会の運営に伴う会計事務を担当する。

- (4) 書記は、本会の記録及び保存を担当する。
- (5) 監事は、本会の会計事務の監査を担当する。
- (6) 事務局長は、本会の方針に基づき事務局の運営を担当する。
- (7) 事業部会リーダー及びサブリーダーは、部会の運営を担当する。
- (8) 委員会委員長及び副委員長は、本会の方針に基づき運営上必要な業務を担当する。

(相談役の設置)

第 9 条 本会に相談役を置くことができる。

- 2 相談役は、役員会の同意を得て会長が委嘱する。
- 3 相談役は、会長の諮問に応じ、目的達成に寄与するものとする。

(任期)

第 10 条 役員及び相談役の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

(会議)

第 11 条 本会に、次の会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 役員会
- (3) 事業部会
- (4) 委員会

(総会)

第 12 条 総会は、会長が招集し、議長は総会で選出する。但し、災害、感染症等やむを得ない事由により総会が開催できない場合は、書面による表決をもってこれに代えることができる。

2 総会は、第 4 条で定める会員の出席をもって成立し、議決は出席者の過半数によって決する。可否同数の時は、議長の決するところによる。

3 総会は、次の事項を審議する。

- (1) まちづくり計画に関する事項
- (2) 事業計画、事業報告に関する事項
- (3) 予算、決算に関する事項
- (4) 規約の改廃に関する事項
- (5) 役員の承認に関する事項
- (6) その他、会の運営に必要と認められる事項

(役員会)

第 13 条 本会の活動を円滑に推進するため役員会を置く。

2 役員会は、毎月 1 回開催する。なお、会長が必要と認めるときは、臨時に開催することができる。

3 役員会は、第 6 条に定める役員のうち、会長、副会長、会計、事務局長、部会リーダー、サブリーダー、委員会委員長及び副委員長をもって構成する。

4 役員会は、次の事項を審議する。

- (1) 日常業務及び懸案事項の処理に関する事項

- (2) 年間事業計画の策定に関する事項
- (3) 予算、決算の作成に関する事項
- (4) 事務局の運営に関する事項
- (5) その他、会の運営に必要と認められる事項

(事業部会)

第14条 本会の活動を推進するため、次の事業部会を置く。

- (1) 福祉部会
- (2) ささえあい交流部会
- (3) 子育て部会
- (4) みどり自然部会

2 事業部会は、必要に応じて随時開催する。

(委員会)

第15条 本会の運営を円滑に推進するため、次の委員会を置く。

- (1) ステーション運営委員会
- (2) 広報委員会
- (3) プロジェクト推進委員会

2 委員会は、必要に応じて随時開催する。

3 ステーション運営委員会の詳細は、別に定める。

(事務局)

第16条 本会に、事務を処理するため事務局を設ける。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 職員は、役員会の承認を得て会長が任命する。但し、事務局長の任免は総会の承認による。

4 事務局の運営に関する事項は、役員会の承認を得て会長が定める。

(会計)

第17条 会計は、交付金及びその他の収入をもってこれに充てる。

2 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

3 役員に対して費用弁償を支払うことができる。費用弁償については、別に定める。

(雑則)

第18条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項に関しては、別に定める。

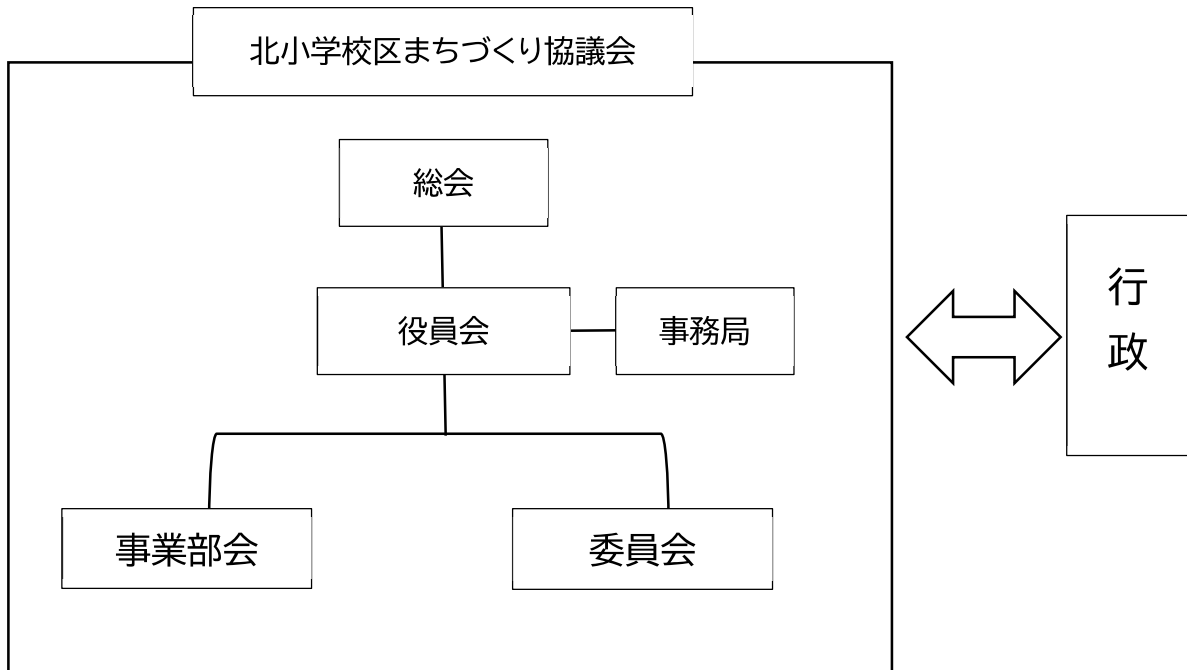
附則

この規約は、2024年 月 日より施行する。

4 推進体制

本計画では、北小学校区のまちづくりを進めるため、まちづくり協議会の組織化を図り、効率的に進めていきます。

北小学校区まちづくり協議会組織図



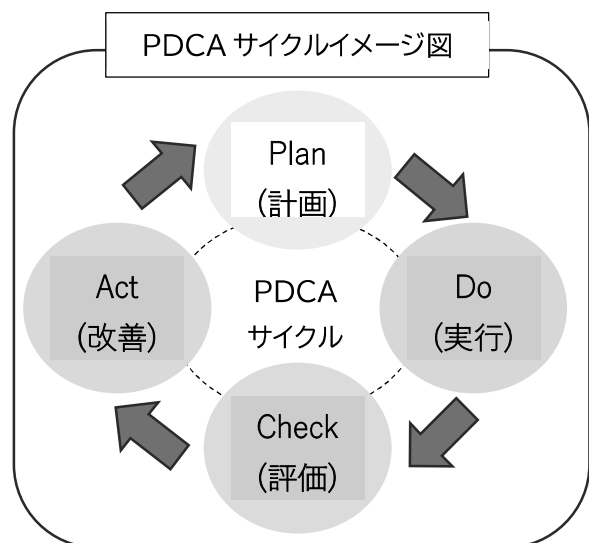
5 計画の進捗管理

(1) 計画期間

計画期間は 10 年とし、計画の実効性を高めるために概ね 5 年で見直しを行います。

(2) PDCA サイクルによる進捗管理

本計画の取り組みを効果的に進めるために、Plan(計画)、Do(実行)、Check(評価)、Act(改善)を繰り返す PDCA サイクルによる進捗管理を行います。



北小学校区まちづくり協議会

役員一覧

会長	高野 晃二	
副会長（若干名）	水岡 恵子	
会計	古屋 智将	
書記	細江 智裕	
事務局長	村越 貴行	
監事（2名）	細萱 健一	吉田 菊夫
部会名	リーダー	サブリーダー（若干名）
福祉	玉井 一男	日比 章人
ささえあい交流	大庭 卓也	細江 智裕、加藤 良行
子育て	唐澤 美穂	大脇 未来
みどり自然	佐藤 周平	
委員会名	委員長	副委員長
ステーション運営	水岡 恵子	久保 壮一郎
広報	大庭 卓也	久保 壮一郎
プロジェクト推進		

第2号議案

2022年度収支決算報告書

(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

〔事業・運営交付金会計〕

(収入の部)

(単位:円)

科 目	予算額	予算修正額	決算額	差額
1. まちづくり協議会等事業交付金	3,350,000		1,965,000	1,385,000
2. まちづくり協議会等運営交付金	1,950,000		1,870,000	80,000
3. まちづくり協議会活動協賛金			0	0
4. 雑収入			11	-11
5. 前年度繰越交付金	94,445		94,445	0
6. 前年度返還交付金	-94,445		-94,445	0
			0	0
合 計	5,300,000	0	3,835,011	1,464,989

(支出の部)

科 目	予算額	予算修正額	決算額	差額
1. 専門部会事業費	3,350,000	0	1,734,408	1,615,592
(1). まちづくりに関する費用	1,970,000		624,104	1,345,896
(2). こども育成に関する費用	120,000		33,073	86,927
(3). 生きがいにに関する費用	170,000	-20,000	60,427	89,573
(4). 安全に関する費用	510,000	20,000	525,621	4,379
(5). 防災に関する費用	350,000		281,492	68,508
(6). 広報活動に関する費用	230,000		209,691	20,309
2. 運営経費	1,950,000	0	1,607,325	342,675
(1). 人件費	1,380,000		1,138,035	241,965
(2). 事務用品費	200,000		171,726	28,274
(3). 報償費	240,000		200,000	40,000
(4). 通信運搬費	100,000		92,191	7,809
(5). 会議費	30,000		5,373	24,627
合 計	5,300,000	0	3,341,733	1,958,267

(収支)=(収入)-(支出)

今年度収支額	0	0	493,278	-493,278
--------	---	---	---------	----------

〔自主事業・運営費会計〕

(収入の部)

(単位:円)

科 目	予算額	予算修正額	決算額	差額
1. 受託料	0		0	0
2. 事業収入金(参加費・寄付金等)	0		0	0
3. 雑収入	0		5,000	-5,000
4. 前年度自主運営繰越金	773,622		773,622	0
合 計	773,622	0	778,622	-5,000

(支出の部)

科 目	予算額	予算修正額	決算額	差額
1. 事業費	600,000	0	0	600,000
(1). 自主事業に関する費用	600,000		0	600,000
2. 運営経費	173,622	0	0	173,622
(1). 人件費	50,000		0	50,000
(2). 事務用品費	90,000		0	90,000
(3). 会議費	33,622		0	33,622
合 計	773,622	0	0	773,622

(収支)=(収入)-(支出)

今年度収支額	0	0	778,622	-778,622
--------	---	---	---------	----------

上記の通り、2022年度西小学校区まちづくり協議会収支決算をご報告申し上げます。

西小学校区まちづくり協議会

会 長 吉 田 貢

会 計 中 嶋 久 善

第2号議案

2023年度 収支決算報告書

(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

〔事業・運営交付金会計〕

(収入の部)

(単位:円)

科 目	予算額	予算修正額	決算額	差 額
1. まちづくり協議会等事業交付金	3,250,000		3,250,000	0
2. まちづくり協議会等運営交付金	2,080,000		2,080,000	0
3. まちづくり協議会活動協賛金			0	0
4. 雑収入			14	-14
5. 前年度繰越交付金	493,278		493,278	0
6. 前年度返還交付金	-493,278		-493,278	0
				0
合 計	5,330,000	0	5,330,014	-14

(支出の部)

科 目	予算額	予算修正額	決算額	差 額
1. 専門部会事業費	3,250,000	0	3,129,418	120,582
(1). まちづくりに関する費用	1,950,000		1,946,033	3,967
(2). こども育成に関する費用	70,000	30,000	98,405	1,595
(3). 生きがいに関する費用	150,000	-40,000	85,756	24,244
(4). 安全に関する費用	540,000		521,547	18,453
(5). 防災に関する費用	310,000		243,990	66,010
(6). 広報活動に関する費用	230,000	10,000	233,687	6,313
2. 運営経費	2,080,000	0	1,721,285	358,715
(1). 人件費	1,300,000		1,195,326	104,674
(2). 事務用品費	340,000		251,945	88,055
(3). 報償費	240,000		200,000	40,000
(4). 通信運搬費	170,000		73,064	96,936
(5). 会議費	30,000		950	29,050
合 計	5,330,000	0	4,850,703	479,297

(収支)=(収入)-(支出)

今年度収支額	0	0	479,311	
--------	---	---	---------	--

〔自主事業・運営費会計〕

(収入の部)

(単位:円)

科 目	予算額	予算修正額	決算額	差 額
1. 受託料	0		0	0
2. 事業収入金(参加費・寄付金等)	0		202,640	-202,640
3. 雑収入	0		0	0
4. 前年度自主運営費繰越金	778,622		778,622	0
合 計	778,622	0	981,262	-202,640

(支出の部)

科 目	予算額	予算修正額	決算額	差 額
1. 自主事業費	600,000	0	56,400	543,600
(1). 安全に関する費用 (消防団協力作業費)	600,000		56,400	543,600
2. 自主運営経費	178,622	0	0	178,622
(1). 人件費	50,000		0	50,000
(2). 事務用品費	90,000		0	90,000
(3). 会議費	38,622		0	38,622
合 計	778,622	0	56,400	722,222

(収支)=(収入)-(支出)

今年度収支額	0	0	924,862	
--------	---	---	---------	--

上記の通り、2023年度西小学校区まちづくり協議会 収支決算をご報告申し上げます。

西小学校区まちづくり協議会

会 長 肥田 泰三

会 計 中嶋 久善

監 査 報 告 書

2023年度西小学校区まちづくり協議会の収支決算について、会計帳簿及びこれに関する資料の監査の結果、これを適正かつ正確であることを認めます。

2024年 3月 31日

西小学校区まちづくり協議会

監事

加藤 一夫



監事

中島 佳代



第2号議案

2024年度 収支決算報告書

(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

〔事業・運営交付金会計〕

(収入の部)

(単位:円)

科 目	予算額	予算修正額	決算額	差 額
1. まちづくり協議会等事業交付金	3,390,000		3,390,000	0
2. まちづくり協議会等運営交付金	1,940,000		1,940,000	0
3. まちづくり協議会活動協賛金			0	0
4. 雑収入			0	0
5. 前年度繰越交付金	479,297		479,297	0
6. 前年度返還交付金	-479,297		-479,297	0
				0
合 計	5,330,000	0	5,330,000	0

(支出の部)

科 目	予算額	予算修正額	決算額	差 額
1. 専門部会事業費	3,390,000	0	3,372,336	17,664
(1). まちづくりに関する費用	1,950,000	-35,000	1,912,632	2,368
(2). こども育成に関する費用	150,000		146,877	3,123
(3). 生きがいに関する費用	190,000	-95,000	93,125	1,875
(4). 安全に関する費用	540,000	-25,000	512,026	2,974
(5). 防災に関する費用	310,000	-20,000	287,105	2,895
(6). 広報活動に関する費用	250,000	175,000	420,571	4,429
2. 運営経費	1,940,000	0	1,764,425	175,575
(1). 人件費	1,300,000		1,201,907	98,093
(2). 事務用品費	310,000	-10,000	255,195	44,805
(3). 報償費	220,000		220,000	0
(4). 通信運搬費	100,000		73,189	26,811
(5). 会議費	10,000	10,000	14,134	5,866
合 計	5,330,000	0	5,136,761	193,239

(収支)=(収入)-(支出)

今年度収支額	0	0	193,239	
--------	---	---	---------	--

〔自主事業・運営費会計〕

(収入の部)

(単位:円)

科 目	予算額	予算修正額	決算額	差 額
1. 受託料	0		0	0
2. 事業収入金(参加費・寄付金等)	0		193,400	193,400
3. 雑収入	0		745	745
4. 前年度自主運営費繰越金	924,876		924,876	0
合 計	924,876	0	1,119,021	194,145

(支出の部)

科 目	予算額	予算修正額	決算額	差 額
1. 自主事業費	750,000	0	136,000	614,000
(1). 自主事業に関する費用	750,000			750,000
(消防団協力作業費)			62,800	-62,800
(防犯カメラ2台更新料)			73,200	-73,200
2. 自主運営経費	174,876	0	6,438	168,438
(1). 自主運営費に関する費用	174,876			174,876
(アルバイト料)			6,438	-6,438
合 計	924,876	0	142,438	782,438

(収支)=(収入)-(支出)

今年度収支額	0	0	976,583	976,583
--------	---	---	---------	---------

上記の通り、2024年度西小学校区まちづくり協議会 収支決算をご報告申し上げます。

西小学校区まちづくり協議会

会 長 肥 田 泰 三


会 計 中 嶋 久 善


監 査 報 告 書

2024年度西小学校区まちづくり協議会の収支決算について、会計帳簿及びこれに関する資料の監査の結果、これを適正かつ正確であることを認めます。

2025年 4月 5日

西小学校区まちづくり協議会

監事 岡田 周三 

監事 中島 佳代 

【第2号議案】

2022年度市が洞小学校区まちづくり協議会決算書

(令和4年4月1日から令和5年3月31日)

(収入の部)

(単位:円)

科目	予算額	決算額	残額	備考
1 長久手市交付金	4,330,000	4,330,000	0	
2 繰越金(寄付金)	60,000	60,000	0	愛知淑徳大学
3 寄付金	0	20,000	20,000	愛知淑徳大学
4 雑収入	0	11	11	利息
計	4,390,000	4,410,011	20,011	

(支出の部)

(単位:円)

(単位:円)

科目	予算額	決算額	残額	備考
1事業費	600,000	431,020	168,980	福祉103,934、環境77,505、防犯 防災28,853 子育て39,504 コミュニティ(含ビザ寮) 181,224(87,119)
2運営費	3,790,000	3,071,804	718,196	
人件費	2,340,000	1,469,934	870,066	事務員1名から 臨時雇用2名体制へ(2月~)
交通費	60,000	0	60,000	
研修費	100,000	0	100,000	
事務用品費	150,000	93,896	56,104	コピー用紙、 パソコン消耗品等
印刷製本費	100,000	47,451	52,549	「ちいきの掲示板」等 チラシ印刷費
役務費	240,000	240,000	0	役員(12名)に対する 費用弁償
通信運搬費	110,000	112,383	▲ 2,383	郵便料、携帯電話代、 資料の配布費用
備品費	200,000	581,471	▲ 381,471	野外掲示板新規設置、 イルミネーション費用
総会費	460,000	496,954	▲ 36,954	総会資料作成費、 全戸配布費用
手数料	10,000	14,840	▲ 4,840	振込手数料等
保険料	20,000	14,875	5,125	労働保険
計	4,390,000	3,502,824	887,176	
差引残高(収入-支出)	0	907,187		

(差引残高の処理)

交付金返還額		827,176		
次期繰越金		80,011		愛知淑徳大学寄付金他

【第2号議案】

2023年度 決算書

(令和5年4月1日から令和6年3月31日)

市が洞小学校区まちづくり協議会

(収入の部)

(単位:円)

科 目	予算額	収入	合計	備考
1 長久手市交付金	4,330,000		4,330,000	
2 繰越金(寄付金)	80,000		80,000	愛知淑徳大学
3 今期寄付金	0	20,000	20,000	愛知淑徳大学
4 繰越金(雑収入)	11	13	24	繰越利息+今期利息
計	4,410,011	20,013	4,430,024	

(支出の部)

(単位:円)

科 目	予算額	支出	残額	備考
1事業費	800,000	795,444	4,556	福祉65,924、環境57,572、 防犯防災2,556、 子育て43,236、 コミュニティー(含びざ席) 626,156(509,803)
2運営費	3,610,011	3,058,161	551,850	
人件費	1,800,000	1,059,628	740,372	臨時雇用2名体制 (雇用保険無し)
交通費	60,000	0	60,000	
研修費	50,000	1,600	48,400	防災研修会昼食代2名
事務用品費	110,011	81,139	28,872	プリンターインク、コピー 用紙、パソコン消耗品等
印刷製本費	100,000	40,931	59,069	「ちいきの掲示板」等 チラシ印刷費
役務費	240,000	220,000	20,000	役員(11名)に対する 費用弁償,1名9月末退任
通信運搬費	120,000	116,243	3,757	郵便料、携帯電話代、 資料の配布費用
備品費	600,000	907,909	▲ 307,909	野外掲示板新規設置、外部 用長椅子机、椅子 三角コー ン他、イルミネーション費用
総会費	500,000	596,315	▲ 96,315	総会資料作成費、 全戸配布費用
手数料	20,000	7,590	12,410	振込手数料等
保険料	10,000	26,806	▲ 16,806	労働保険、事務員2名
(事業費+運営費) 計	4,410,011	3,853,605	556,406	
今期収入額	20,013		20,013	
合計	4,430,024	3,853,605	576,419	帳簿監査
内、交付金予決算	4,330,000	3,853,605	476,395	交付金返還額
次期繰越金	100,024		100,024	愛知淑徳大学寄付金、 利息

【第2号議案】

2024年度 決算書

(令和6年4月1日から令和7年3月31日)

市が洞小学校区まちづくり協議会

(収入の部)

(単位:円)

科目	予算額(A)	実績(B)	差異(B-A)	備考
1 長久手市交付金	4,330,000	4,330,000	0	
前期交付金繰越	0	476,395	476,395	今期返金
2 繰越金(寄付金)	100,000	100,000	0	愛知淑徳大学
3 今期寄付金	0	50,000	50,000	中尾産業株式会社
4 繰越金(雑収入)	24	541	517	繰越利息+今期利息
計	4,430,024	4,956,936	526,912	

(支出の部)

(単位:円)

科目	予算額(A)	支出額(B)	差引(A-B)	備考
1 事業費	800,000	1,019,281	▲219,281	福祉71,065、 環境128,601、防犯33,060、 子育て184,098、 コミュニティー569,457 (含びざ黨323,294) 自治会加入促進33,000
2 運営費	3,630,024	3,203,619	426,405	
人件費	1,450,000	1,449,558	442	臨時雇用2名体制 (雇用保険無し)
交通費	60,000	0	60,000	先進事例等調査等
研修費	50,000	35,800	14,200	金継ぎ講師2名他
事務用品費	100,024	148,059	▲48,035	携帯電話機種変更費用49,061他
印刷製本費	150,000	142,867	7,133	「ちいさの掲示板」等 チラシ印刷費
役務費	280,000	280,000	0	役員(14名)に対する 費用弁償
通信運搬費	120,000	124,864	▲4,864	郵便料、携帯電話代、 資料の配布費用
備品費	900,000	592,324	307,676	野外掲示板新規設置、 ステーション内本棚4台、 防犯カメラ・イルミ分担金他
総会費	470,000	440,624	29,376	総会資料作成費、 全戸配布費用
手数料	20,000	8,960	11,040	振込手数料等
保険料	30,000	-19,437	49,437	労働保険還付金
【事業費+運営費】計	4,430,024	4,222,900	207,124	
収入-支出	0	734,036	734,036	
内、前期交付金の返金			▲476,395	前期交付金返還額
次期繰越金 (淑徳大学、中尾産業寄付金+利息)			150,541	
次期繰越金 (次期交付金返金額)			107,100	帳簿監査(通帳残+小口現金)

※総会費予算570,000円より、100,000円を印刷製本費に流用した。

第2号議案

北小学校区まちづくり協議会

2024年度 収支決算報告

(2024年9月29日から2025年3月31日まで)

	収入額(円)	支出額(円)	差引残額(円)	備考
準備会より	51		51	
事業費交付金	840,000	118,973	721,027	
運営費交付金	1,100,000	777,434	322,566	
雑費	425		425	銀行利子
市へ返還		1,043,593		
合計	1,940,476	1,940,000	476	

支出の部

事業交付金

項目	予算額	執行額	増減	備考
全体事業に関する費用	30,000	1,316	28,684	北まち協フェア等
福祉に関する費用	50,000	14,120	35,880	福祉団体支援、アンケート等
ささえあい交流に関する費用	50,000	29,158	20,842	季節イベント支援、防災等
子育てに関する費用	50,000	16,024	33,976	子育て交流会、子育て団体支援
みどり自然に関する費用	50,000	34,419	15,581	樹名板作成、公園利用促進等
広報に関する費用	550,000		550,000	来期に実施
主要プロジェクトに関する費用	50,000	23,936	26,064	防災に関する勉強会
ステーション運営に関する費用	10,000		10,000	
計	840,000	118,973	721,027	

運営交付金

項目	予算額	執行額	増減	備考
人件費	300,000	264,500	35,500	事務担当者3人
事務用品費	100,000	42,271	57,729	用紙、パソコン消耗品等
備品費	200,000	179,663	20,337	初年度調達備品等
通信運搬費	200,000	11,000	189,000	郵便切手代等
役員費用弁償	300,000	280,000	20,000	20000円×14人
計	1,100,000	777,434	322,566	

差引残額 476 円は令和7年度に繰り越します。

上記の通り、令和6年度北小学校区まちづくり協議会の収支決算をご報告申し上げます。

北小学校区まちづくり協議会

会長

高野 晃二

会計

古屋 智将



第6号議案

2025年度 予算書(案)

(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

〔事業・運営交付金会計〕

(単位:円)

(収入の部)

科 目	2025予算額案	2024予算額	備 考
1. まちづくり協議会等事業交付金	3,085,000	3,250,000	
2. まちづくり協議会等運営交付金	1,615,000	2,080,000	
3. 雑収入	200,000	0	
4. 前年度繰越交付金	193,239	479,297	
5. 前年度返還交付金	-193,239	-479,297	
合 計	4,900,000	5,330,000	

(支出の部)

1. 事業費	3,185,000	3,390,000	
(1). まちづくりに関する費用	1,915,000	1,950,000	運動会・夏祭り・清掃活動・まち協フェスティバル・コンサート費用
(2). こども育成に関する費用	200,000	150,000	ベビー体操・子供食堂・お月見・ミニステ、夏祭り等費用
(3). 生きがいにに関する費用	75,000	190,000	健康体操・絵手紙・カメラサークル・グランドゴルフ・まちなみなさん応援等費用
(4). 安全に関する費用	515,000	540,000	防犯カメラ78台維持管理費・防犯コミュニティ費用
(5). 防災に関する費用	180,000	310,000	防災訓練・自主防災会活動補助・防災委員会・防災備品等費用
(6). 広報活動に関する費用	300,000	250,000	広報誌・ステーションだより等作成印刷費
2. 運営経費	1,715,000	1,940,000	
(1). 人件費	1,190,000	1,300,000	まちの相談員・アルバイト給与・労働保険料
(2). 事務用品費	220,000	310,000	封筒・コピー用紙・パソコン消耗品・コピーリース・事務所備品
(3). 報償費	220,000	220,000	協議会役員報償費11人
(4). 通信運搬費	75,000	100,000	郵便切手はがき・振込手数料・携帯電話料等
(5). 会議費	10,000	10,000	常任・運営会議・総会会議費
合 計	4,900,000	5,330,000	

(収支)=(収入)-(支出)

今年度収支額	0	0	
--------	---	---	--

*予算額の範囲内で科目間の流用を認めるものとする。

ただし、交付金による人件費に関しては他の科目へ流用出来ないものとする。

〔自主事業・運営費会計〕

(収入の部)

科 目	2025予算額案	2024予算額	備 考
1. 受託料	0	0	
2. 事業収入金(参加費・寄付金等)	0	0	
3. 雑収入	0	0	
4. 前年度自主事業運営費繰越金	976,583	924,876	
合 計	976,583	924,876	

(支出の部)

1. 自主事業費	800,000	750,000	
(1). 自主事業に関する費用	800,000	750,000	まちづくり・生きがい・子ども・安全・防災事業等不足経費
2. 運営経費	176,583	174,876	
(1). 人件費	50,000	50,000	広報誌編集等 臨時雇用人件費
(2). 事務用品費	100,000	90,000	予算不足時の費用
(3). 会議費	26,583	34,876	予算不足時の費用 端数調整
合 計	976,583	924,876	

(収支)=(収入)-(支出)

今年度収支額	0	0	
--------	---	---	--

【第4号議案】

2025年度 予算書(案)

(令和7年4月1日から令和8年3月31日)

市が洞小学校区まちづくり協議会

(収入の部)

(単位:円)

科 目	予算額	説 明
1 長久手市交付金	3,800,000	まちづくり協議会事業費・運営費
2 前期交付金残金	107,100	今期返金額
3 繰越金(寄付金)	150,000	愛知淑徳大学100千円、中尾産業50千円
4 繰越金(利息)	541	預金利息(大垣共立銀行)
計 (A)	4,057,641	

(支出の部)

(単位:円)

科 目	予算額	説 明
1事業費	775,000	福祉、環境、防犯、子育て、自治会加入支援、 コミュニティ(含:ピザ窯費用)活動他の実施 に要する経費
2運営費	3,025,000	交付金
人件費	1,440,000	臨時雇用事務員2名体制
交通費	10,000	先進事例等調査、旅費交通費
研修費	50,000	講師代等(防災講習会他)
事務用品費	120,000	コピー用紙、パソコン消耗品等
印刷製本費	130,000	「ちいきの掲示板」等チラシ印刷費
役務費	280,000	役員(14名)に対する費用弁償
通信運搬費	30,000	郵便料、携帯電話代、資料の配布費用
備品費	450,000	新規の野外掲示板設置等
総会費	500,000	総会資料作成費、全戸配布費用等
手数料	5,000	振込手数料等
保険料	10,000	労働保険等
計[1+2] (B)	3,800,000	
次期繰越金(A)-(B)	257,641	内、寄付金+預金利息=150,541 前期の交付金返金額=107,100

(付帯事項)

※ 予算額の範囲内で、必要があれば科目間の流用ができる。

第4号議案

北小学校区まちづくり協議会

2025年度 予算(案)

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(収入の部)

科目	金額	備考
1 まちづくり協議会等事業交付金	680,000	
2 まちづくり協議会等運営交付金	2,200,000	
計	2,880,000	

(支出の部)

科目	金額	備考	
1 事業費	680,000		
全体事業に関する費用	280,000	北まち協フェア、防災勉強会等	
福祉に関する費用	100,000	高齢者の居場所、福祉交流会等	
ささえあい交流に関する費用	100,000	交流促進、季節イベント支援等	
子育てに関する費用	100,000	子どもの居場所、子育て団体支援等	
みどり自然に関する費用	100,000	公園マップ作成、公園イベント支援等	
2 運営費	2,200,000		
人件費	800,000	事務担当者3名	
需用費	消耗品費	100,000	用紙、パソコン消耗品等
	印刷製本費	380,000	総会資料印刷製本、チラシ等
通信費	ネット関連	100,000	ホームページ、アプリ等
	切手代等	10,000	郵便切手等
	印刷物発送費	300,000	総会資料等配付
備品費	200,000	事務用備品等	
負担金	10,000	振込手数料等	
役員費用弁償費	300,000	20,000×15名	